別表第二号第１　基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［１枚目～５枚目　略］

６枚目

30　無線局の区別	
31　通信事項コード	
32　通信の相手方	
33　特定役員の氏名又は名称	
34　外国人等直接保有議決権割合	%
35　外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合	%

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
１　免許の申請の場合	２　３　４　５　６　７　８　９　10　11（注１）　12　13　14　15　16　17　18（注２）　19　20（注２）　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30（注３）　31（注３）　32（注３）　33　34　35（注４）	（注１）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 （注３）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

別表第二号第１　［同左］

［１枚目～５枚目　同左］

６枚目

30　無線局の区別	
31　通信事項コード	
32　通信の相手方	

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
１　免許の申請の場合	２　３　４　５　６　７　８　９　10　11（注１）　12　13　14　15　16　17　18（注２）　19　20（注２）　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30（注３）　31（注３）　32（注３）	（注１）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 （注３）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。